

発電側課金の導入に向けた対応について

2023年9月27日

資源エネルギー庁

発電側課金導入に向けたガイドライン等の整備について

- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、発電事業者にも一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2024年度に導入することとなっている。
- 発電側課金の導入に当たっては、適切に発電事業者から小売電気事業者に対して転嫁されることが重要となる。相対契約においては、転嫁が行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われるよう、電力・ガス取引監視等委員会を中心に議論が行われてきた。
- 今般、電力・ガス取引監視等委員会より、発電側課金の転嫁に関して、以下に関する、建議が出されたため、ガイドラインの改定等の対応を行うことについて御報告させていただくもの。
 - ①「適正な電力取引についての指針（適取ガイドライン）」の改定を行うこと
 - ②「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（別添）を制定すること
 - ③発電側課金を小売供給に係る料金に適正に当てはめるため、所用の制度的措置を検討する必要があること

適取ガイドラインの改定及び転嫁指針制定のポイント

＜適取ガイドライン 改定のポイント＞

- ① 発電側課金の導入により、従来、小売電気事業者が託送料金の形で負担していた費用の一部が発電側課金の形で発電事業者に課されるようになり、**事業者間で締結する相対契約において、発電側課金の転嫁についての事業者間の協議が円滑に実施されることが望ましい旨及びその詳細については「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」を参考とすることを記載。**
- ② 発電側課金の導入に伴って、以下のような影響が生じ得ることについて当事者が認識した上で協議を行うことが望ましい旨を記載。
 - 発電側課金は、kW課金とkWh課金があることや、発電事業者の他市場収益が存在すること等を踏まえ、適切な転嫁方法について検討が必要になること。
 - 発電側課金の単価等は、発電所の立地エリアによって請求額が異なること。
 - 発電事業者によっては、複数地域で発電している場合があること。また、協議にあたっては、発電事業者、小売電気事業者が特定の者を差別的に扱わないこと。
- ③ スポット市場において売り札を入れる発電事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましいとされているが、その限界費用には、発電側課金におけるkWh課金分が含まれることを記載。

＜相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針のポイント＞

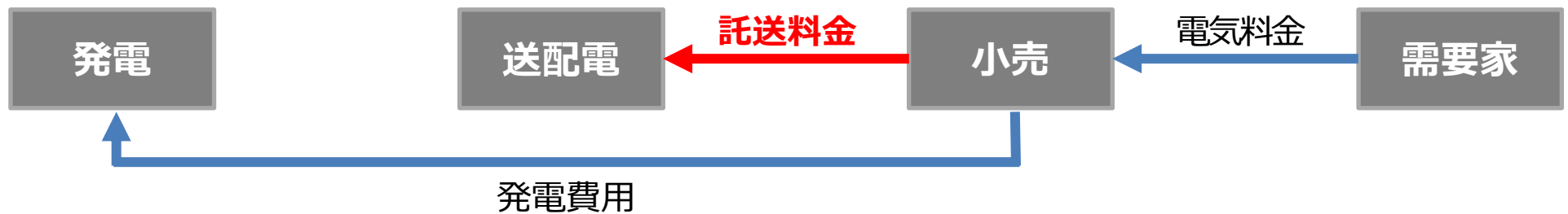
- ④ 発電側課金の目的や制度趣旨を記載した上で、上述②の詳細について記載。
- ⑤ 相対契約の見直しに関連する紛争解決の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができることについて記載。

【参考】発電側課金について

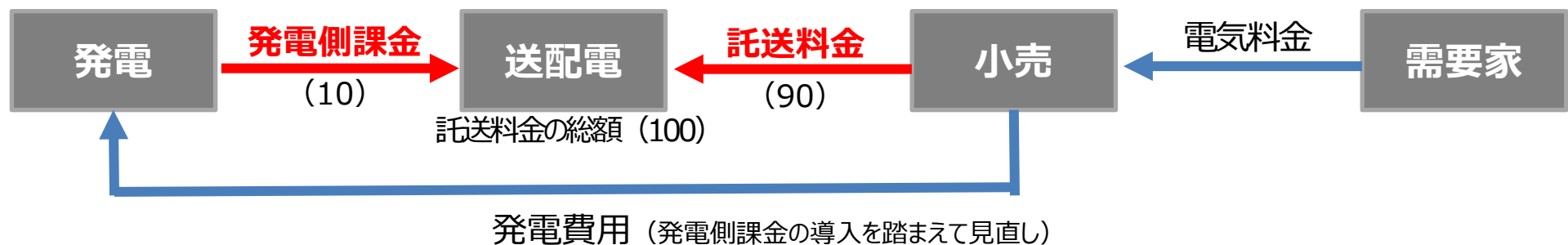
- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

< 現行の託送料金制度 >

小売事業者（需要側）に100%課金

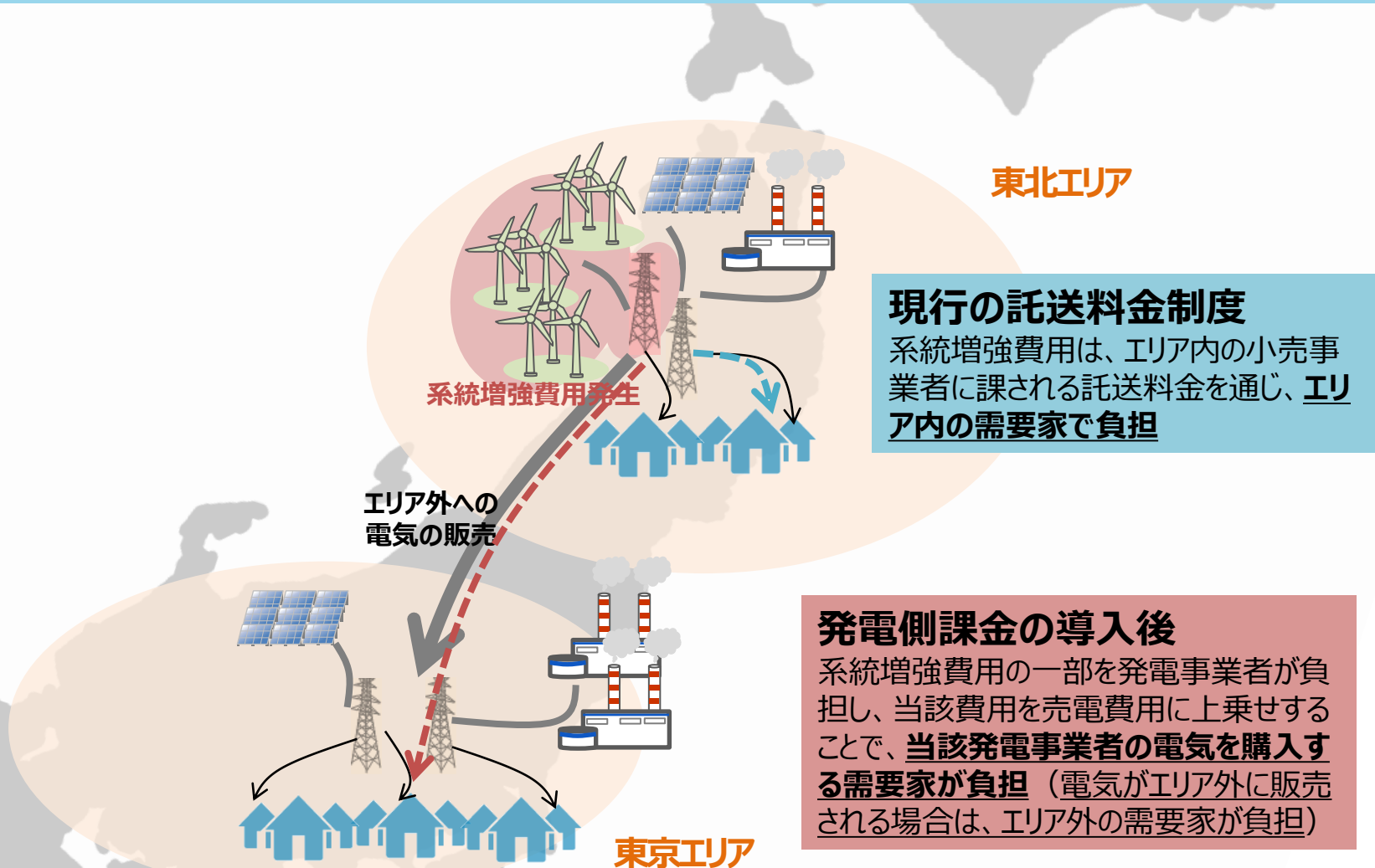


< 発電側課金の導入後（イメージ） >



【参考】系統増強費用の負担

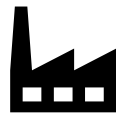
- 現行の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用は、当該エリア内で負担することになる。一方、発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することとなる。



【参考】課金対象

- 発電側課金については、**系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とすることを基本**とする。ただし、系統側への逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、課金対象外とする。
- 発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、FIT電源等の取扱いについて、資源エネルギー庁の審議会において整理がなされた。**既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象**にすること、また、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮し、非FIT/卒FITについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととされた。

発電側課金の対象に関する基本的な考え方

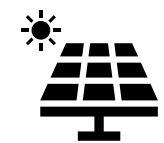


系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とする

ただし、以下については課金対象外



系統側への逆潮が10kW未満の電源



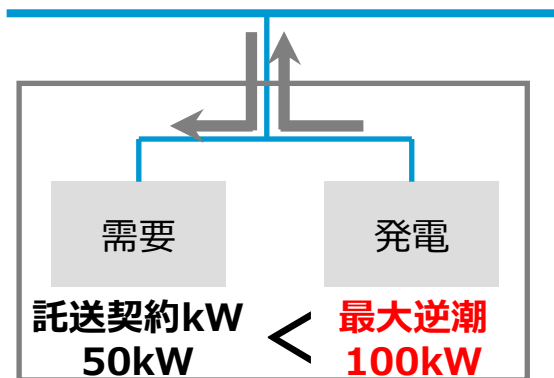
調達期間等内の既認定FIT/FIP

【参考】課金方法（kW課金とkWh課金）

- 発電側課金に関しては、固定料金であるkW課金と従量料金であるkWh課金の2つの方法で実施。
- なお、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池のkWh課金については免除することが、資源エネルギー庁の審議会において整理された。

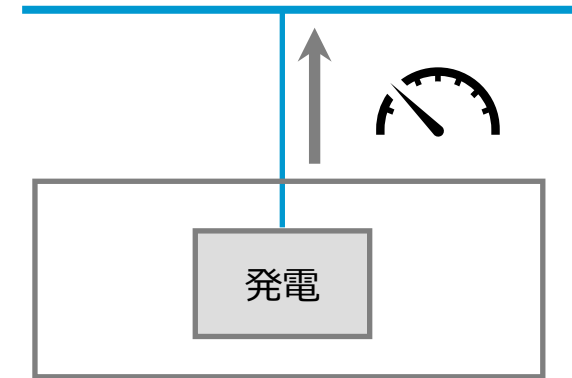
kW課金 (固定料金)

- kW課金の対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分。



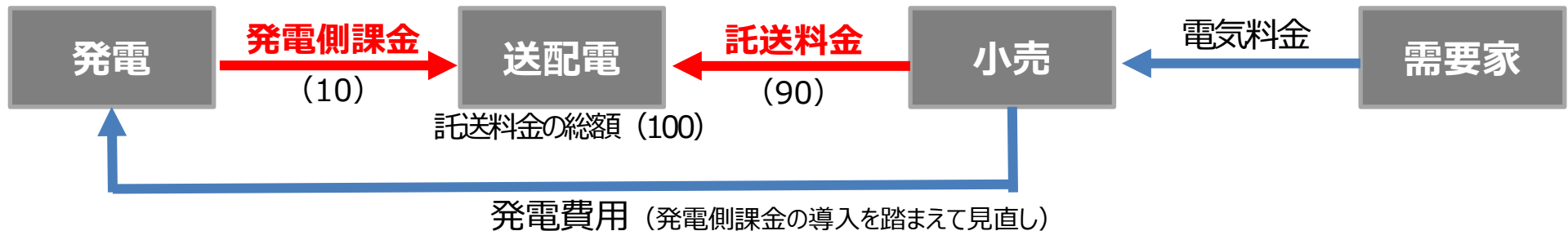
kWh課金 (従量料金)

- kWh課金はメーター計測値によって把握する値を、対象電力量とする。



【参考】発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

- 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、**発電と小売との協議が適切に行われるよう、今後、「発電側課金に関する既存契約見直し指針」（転嫁ガイドライン）を策定・制定することとしている。**
- **転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用**（契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等）**がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを実施**する。
- アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定。



発電側課金の小売経過措置料金への機動的な反映について

- 建議においては、発電側課金を小売料金に適正に当てはめるため、所要の制度的措置の検討の必要性について付言されている。
- 発電側課金は、現在、託送料金で回収している費用の一部を発電事業者にも負担を求めるものであり、その料金については電力・ガス取引監視等委員会による厳正な審査が行われ、レベニューキャップ制度下で収入上限を上回らない範囲で料金の変更が可能である。また、発電事業者が小売電気事業者に転嫁する発電側課金相当分は、小売電気事業者にとって外生的に発生する費用である。
- こうした発電側課金の性格も勘案すれば、小売電気事業者間の公平な競争環境を確保する観点から、託送料金改定時の小売経過措置料金への当てはめ^(※)と同様に、発電側課金についても小売経過措置料金に機動的に反映できる仕組みとしてはどうか。

※小売経過措置料金において、託送料金の変動に対応する場合には、託送料金の変動を機動的に料金に反映することを認めている。

【参考】託送料金の小売経過措置料金への機動的な反映について

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
第三次中間取りまとめ
(2022年1月) (一部太字下線)

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

持続可能な電力システム構築小委員会中間取りまとめ（2020年2月）において、**託送料金が合理的な審査を経たものであり、みなし小売電気事業者にとっては、託送料金の変動が外生的な要因であることを踏まえ、「託送料金の変動にあわせて、小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みを導入することを検討すべきである」とされた。**これを受けて電気事業法が改正され、託送料金の変動に対応する場合における、小売経過措置料金の変更届出の規定が盛り込まれた。

託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。

他方、みなし小売電気事業者は、小売経過措置料金の値下げ等を行う場合には、届出を行うこととされており、託送料金の変動タイミングに合わせて、小売経過措置料金の値下げ等の届出を同時に行うことも想定される。このため、託送料金の変動に伴う小売経過措置料金の変更届出と、小売経過措置料金の値下げ等に伴う変更届出については、併せて行うことができるよう措置すべきである。